

あおり運転等の厳罰化とさらなる対策強化を求める意見書

あおり運転については、平成29年6月、神奈川県東名高速道路において、あおり運転を受けて停止した車にトラックが追突し、夫婦が死亡する事故が発生したことをきっかけに社会問題化し、本年8月にも、茨城県の常磐自動車道で、男性が執拗なあおり運転を受けて車を停止させられ、容疑者から顔を殴られる事件が発生しています。こうした事故や事件が相次ぐ中、あおり運転を初めとした極めて悪質、危険な運転については、厳正な対処を望む国民の声が高まっています。

こうした中、警察庁は、道路交通法違反のみならず、危険運転致死傷罪や暴行罪など、あらゆる法令を駆使して、厳正な取り締まりに取り組むよう通達を出していますが、あおり運転を直接取り締まる法令の規定がなく、防止策の決め手とはなっていません。

よって、国会及び政府は、安全、安心な交通社会を構築するため、下記の措置を講じるよう強く求めます。

記

1. あおり運転に関する法令の規定を新たに設けるとともに、危険運転を行うだけで道路交通法上、厳しく処罰される海外の事例なども参考としながら、実効性のある法改正となるよう、あおり運転の厳罰化について早急に検討を進めること。
2. 運転免許の更新時においては、これまでの講習に加え、あおり運転等の危険性、あおり運転等の行為が禁止されていること、あおり運転等の違反行為に対して厳正な取り締まりが行われていることについて講習を行うこと。また、これらの事項を更新時講習に使用する教本や資料などに記載すること。
3. あおり運転等の行為が禁止されており、取り締まりの対象となっていることや、あおり運転を受けた場合の具体的な対処方法等について、警察庁及び都道府県警察のホームページ、SNSや広報紙等を効果的に活用して周知に努めるなど、広報・啓発活動を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年12月23日

枚方市議会議員 前田 富枝

〈提出先〉

衆議院議長

参議院議長

国家公安委員会委員長